## 議案第137号

令和6年度大阪市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度大阪市水道事業会計未処分利益剰余金20,199,186,237円のうち10,685,571,403円を減債積立金に積み立て、9,513,614,834円を資本金に組み入れるものとする。

令和7年10月21日提出

大阪市長 横山 英幸

## 説明

地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

## (参考)

地方公営企業法(抄)

(剰余金の処分等)

- 第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り 越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。
- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 4 省 略